

2011/04/29

Importance of cooperation and coordination among three countries and a common background of the legislative and regulatory system in Chinese, Korean and Japanese bond and capital markets

アジアの資本市場および資本市場法規制システムにおける日中韓の共通性と連携の重要性

Prof. Shigehito Inukai

ADB Consultant

Professor, Faculty of Law, Waseda University

## 1. Objective and Vision of Waseda GCOE Institute

早稲田 GCOE 研究所の目的とヴィジョン

Professor Uemura, Leader of Waseda University GCOE Institute for Corporation Law and Society which I belongs to, explains the objectives and the vision of our institute.

私の所属する早稲田大学の GCOE 研究所の所長であられる上村達男教授は、次のように、我々の研究所の目標・ヴィジョンについて、次のように述べておられます。

The institute is dedicated to research on **fundamental structure of a corporation system as well as financial and capital market systems** in terms of historical and philosophical aspects.

We were determined to promote research, aiming to understand the essence of the Western corporate legal systems for the mature society and even surpass Europe and the U.S. in logic.

この研究所は、歴史的・哲学的観点から、企業システムと金融資本市場システムの基本構造について研究を行う。

成熟社会のための欧米の企業法制のエッセンスを理解するにとどまらず、欧米を乗り越えるべく研究を推進することを決意した。

We aim at

(1) **Understanding the real nature of the Western legal systems** which have a

long history since Roman law, without being constrained by the superficial form of statute laws,

- (2) **Forming theories** about the parts which the Western nations rely on their experience, and
- (3) **Developing a full-fledged theoretical model of the corporation system integrated with the capital market** which causes disaster if mishandled.
- (4) We overcome the lack of experience that the Western nations have, with intellect and through logical deduction and constructing essential theory, learn weakness in the Western models, and serve national interests of Asian countries and regions with the same problems.

Such point of views is our GCOE's vision.

- (1) すなわち、早稲田 GCO 研究所は、ローマ法以来の歴史のある欧米の法制度が担う企業法制の真の姿を、制定法の表面的な姿にとらわれずに確実に理解し、
- (2) 欧米が経験に頼っている部分を理論化し、
- (3) 扱いを誤ると大きな厄災の原因ともなる資本市場と一体の株式会社制度のありかたについて、本格的な理論モデルを構築し、
- (4) この分野で日本の経験の不足を知性と論理によって克服し、欧米モデルの弱点をも認識し、同様の問題を抱えるアジア諸国の国益に適う貢献を行うことを、目的とし、ヴィジョンとして認識している。

Our Institute will continue various cross-sectoral research among different fields of law studies with the common focus on key words "corporation, market, and civil society", which is a kind of ambitious research never undertaken before.

従来横断的研究がほとんど行われてこなかった法律学の分野で、あらゆる法分野が、「企業と市場と市民社会」の三つのキーワードを共有して、様々な組み合わせによる横断的研究を引き続き推進する。

## 2. **Comparative Legal Studies** in Japan is the tradition since the Meiji era 比較法研究は日本の明治以来の伝統

While economic globalization is believed to be flourishing, there are **domestic laws within each country** to control the phenomenon. Although such laws are not global, the effects brought on by legal failures can have global

repercussions, and furthermore, often have the greatest impact on the weakest citizens in the respective countries. Even when stock prices recover, unemployment rates increase. If globalization ends in failure, each country will simply focus on staying ahead of the competition in a single-minded pursuit of its own interests. Issues relating to economic crises are all legal issues.

In order to get an accurate grasp of these problems, it is necessary for all countries to take **the common stance of engaging in the modest research method of conducting comparative analyses of laws in the respective countries.**

経済のグローバル化は盛んに言われるが、それを律する法は各国の国内法である。法はグローバルではないが、失敗がもたらす被害はグローバルに及び、しかも各国の最弱者にとってもっとも大きな打撃となる。株価は回復しても失業者は増大する。グローバル化が失敗に終われば、各国ともひたすら他に先駆けて自国の国益を守るために汲々とする。金融危機のような問題は、どこまでも法の問題であり、この問題を正しく把握するには、**各国法の比較研究という地道な姿勢**を世界が共有する必要がある。

There are few countries in the world that have placed such great importance on **comparative jurisprudence** as Japan has.

世界で日本ほど比較法的センスを大事にしてきた国は稀有である。

Our research sees Japan, a country that was virtually **built upon comparative jurisprudence**; exert its strengths to the utmost.

Rather than conducting surface comparisons of articles, we aim to pursue comparative law research based on essential theoretical research that traces the essence and history of each society, enrich the field of traditional basic legal research, and establish a perspective that can be applied to the most advanced problems in the world.

本学の研究は、比較法立国ともいえる日本が、その長所を最大に発揮して、表面的な条文の比較でなく、各国の社会の本質や歴史に遡った本質的な理論研究を踏まえた比較法研究を迫及することで、伝統的な基礎法研究の充実とともに、もっとも先端的な問題について世界に通用する視座を確立しようとする。

With respect to support for the development of legal systems in developing countries that not only lack basic legal systems, but also operate under tough

financial and capitalist doctrines, such a perspective in turn helps to establish standpoints that attempt to provide a legal evaluation axis that truly takes the position of developing countries.

こうした発想は、基本的法制の欠落と同時に過酷な金融・資本主義の下で生きる発展途上国の法整備支援について、真に途上国の立場に立った法的な評価軸を提供しようという姿勢をもたらす。

**Japan has taken more than a hundred years to arm itself with knowledge in American and European jurisprudence in its own language, and comparative jurisprudence has become a settled habit in the country;** Japan is therefore all the more equipped to develop such knowledge. It would be appropriate to say that this issue is representative of Japanese culture.

母国語で 100 年以上にわたって欧米の法律学を身につけ、比較法の習慣が定着している日本こそがこうした学問を発展させることができる。まさに日本文化を代表する問題といえる。

The aims of our research are to identify the ways Japan runs as a country, and to **establish a comparative jurisprudence research institute** that can genuinely gain the trust of countries around the world.

本学研究の目的は、日本の国家としてのあり方を認識し、世界各国から真に信頼される比較法研究機関の確立を目標とするものである。

While the Global COE program at the Graduate School of Law has built up awareness of these issues through its research process, the potential of development for this theme is extremely high, and cannot be contained within the boundaries of the Global COE program.

As such, we hope to conduct research activities on the augmented scale of a University-wide research initiative, and position ourselves as a research institution representative of Japan in the future.

We aim to extend the network of cooperation with affiliated organizations around the world, and will work steadily to carry out large-scale research exchanges.

この問題意識は法研 GCOE がその研究過程を通じて確立させてきたものであるが、GCOE の枠内に止まらない発展性のきわめて高いテーマであることから、全学重点領域研究としてより拡大されたスケールで研究活動を行い、将来的には日本を代表する研究機関として位置づけられることを展望している。

各国の関係機関との連携を張り巡らし、大規模な研究交流を着実に実施する。

Japan's stance plays an important role in shaping opinions in Japan and in the world, and thus has the potential to win over the trust of other countries in the Asia region.

日本のこうした姿勢は、日本および世界における世論形成に重要な役割を果たし、その故にアジア諸国からの信頼を勝ち取ることが期待できる。

By boldly pointing out the important issues that have been forgotten by the American and European worlds with the overconfidence they have gained through experience, the Japanese model, by contrary, may be able to provide clues to the Western world on the original ideals and methods that underlie their model.

Furthermore, these ideas may contribute to significant advancement—in terms of content—in the various fields of jurisprudence in Japan.

こうした日本のモデルは、欧米が経験を過信することで忘れていた重要問題を果敢に指摘することで、欧米に対してそのまま本来の理念とあり方を逆に提示できる可能性も秘めている。

また、こうした発想が日本の法律学の各分野においてその内容面での著しい飛躍をもたらすことになる。

(Above is the extract from Waseda Univ. Web site)

Waseda Institute for Comparative Law and Jurisprudence

Director: Tatsuo UEMURA Professor, Faculty of Law

[http://www.kikou.waseda.ac.jp/jyuten/en/WSD322\\_open.php?KikoId=06&KenkyujoId=2U&kbn=1](http://www.kikou.waseda.ac.jp/jyuten/en/WSD322_open.php?KikoId=06&KenkyujoId=2U&kbn=1)

[http://www.kikou.waseda.ac.jp/jyuten/WSD322\\_open.php?KikoId=06&KenkyujoId=2U&kbn=0](http://www.kikou.waseda.ac.jp/jyuten/WSD322_open.php?KikoId=06&KenkyujoId=2U&kbn=0)

### 3. Three country's reception of Civil law tradition

大陸法の伝統を受け継ぐ日中韓

Civil law or civil law system has developed in Western Europe, and widely adopted in continental Europe. Japan has adopted it during the Meiji Restoration, and then spread in Korea and China and other East Asian

countries.

大陸法ないし大陸法系は、西ヨーロッパで発展し、ヨーロッパ大陸諸国で広く採用されるに至った法系である。日本も明治維新の際に採用し、韓国、中国など、東アジア諸国にも広まった。

In Japan, then, while under the influence of English law and U.S. law, became rooted in the tradition of Comparative Legal Studies.

日本では、その後、英国法や米国法の影響も受けながら、比較法研究の伝統が根付いていった。

#### 4. Reception of Common law traditions in Asia

アジアにおけるコモン・ローの伝統の継受

On the other hand, Common law historically derived from English law, now forms the foundation of the UK (except Scotland), the British Commonwealth countries and many English-speaking country's legal system. For example, in Asia, India, Malaysia, Singapore, and Hong Kong, those countries and regions that there was once a British colony, essentially have maintaining the tradition of common law heavily.

一方、歴史的には英国法に由来するコモン・ローは、現在では英国（スコットランドを除く）のみならず、多くの英語圏の国やイギリス連邦の国の法体系の基礎をなしている。

たとえば、アジアでも、インド、マレーシア、シンガポール、香港等、かつて英国の植民地であったことがある国々は、基本的に、コモン・ローの伝統を色濃く残している。

To my knowledge, these countries and regions, as observed in Japan, China and Korea, a unique and significant development in the field of civil law system has not been observed.

私の知る限り、これらの国と地域では、日中韓において認められたような、民事法制の分野の独自かつ顕著な発達は、観察されていないようである。

#### 5. 日中韓の共通性と連携の重要性

Importance of cooperation and coordination among three countries

- → In the West, in order to stabilize the financial system and to prevent the recurrence of the global financial crisis, it has become a definitive direction to strengthen supervision and financial regulation.
- → But for Asia, when we seek for a way and a direction of the development of our own capital market regulation and supervision in the Asian region, it is important (1) to take advantage of high savings and a robust economy within Asia, and (2) to emphasize harmony with the traditions and the culture in Asia.
- → What are the basic principles of legislations / self-regulations / regulatory supervision to be applied to the common financial and capital markets for professionals within the Asian region?
- → It is an important policy issue in Asian region as a whole for regional market participants and regulators to discuss the basic principles, and share together, both vision and design of the legislative and regulatory infrastructure of the professional Market.
- Who should take the lead?  
Only cooperation of China-Korea-Japan will make it possible.
- → 欧米では、グローバル金融危機の再発防止と金融システムの安定化のために、金融規制・監督を強化する方向が決定的となっている。
- → しかし、アジアにとっては、むしろ、アジア域内の高い貯蓄と頑健な経済を活用し、かつアジア域内の伝統・文化との調和を重視する方向で、アジア域内独自の金融資本市場規制・監督のあり方を見出していくべきであろう。
- → アジア域内の共通のプロ向け金融資本市場に適用すべき法規制・監督・自主規制についての基本理念とはなんだろうか？
- → それらを域内の市場関係者と規制監督者が議論しそのプロ向け市場のヴィジョンとデザインを共有することは、アジア域内全体の重要な政策課題であると考えられる。
- そのイニシアチブをだれが取るべきか？ それは、日中韓の協力をおいてほかにない。

6. 早稲田 GCOE における資本市場分野の日中韓の交流実績  
China Korea and Japan-actual research exchange partnership improved in the capital markets research area of Waseda GCOE

◆ Nov. 2008 in Beijing

Finance Conference in Beijing – China - Japan International Scientific Symposium on Financial Markets [Construction of a new order after the Financial Crisis in Asian region

- ◆ Jan. 2009 in Tokyo  
Japanese and Korean financial and capital markets legislation Forum  
- Financial Instruments and Exchange Law of Japan
- ◆ July 2009 in Seoul  
Capital Market Regulatory Forum of the three countries in Asia  
- China, Korea and Japan Forum for direction of capital market legislation, regulation and voluntary supervision in Asian region
- ◆ Jan. 2011 in Tokyo  
Korean Bond Market Seminar (The 2nd ASEAN+3 Bond Market Forum related ABMF-J&K Meeting)

日時・場所・参加人数	国際会議名称	主催者等
2008年11月16日(日) 8:30~18:00 北京市中国社会科学院国際会議場 参加人数(うち外国人参加者数): 50名(30名)	北京金融会議一日・中国国際学術討論会『金融危機対応・アジア金融市場の新秩序の構築』	早稲田大学グローバルCOE《企業法制と法創造》総合研究所・中国社会科学院日本研究所 共催: 中国国家発展改革委員会・アジア資本市場協議会
<p>この会議は、米国発金融危機後のアジアと中国の金融資本市場システムの改革のために、日本の経験と知恵を、2008年11月中旬のタイミングで是非中国の研究者と政策立案者に伝えてほしいとの中国社会科学院よりの強い要請に応じ、もともとの12月開催予定を繰り上げて、急きょ実施されたものである。そのテーマとは、次の4つである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 米国金融危機の原因、性質とその影響</li> <li>2) 業界と市場との関係、投資家等市場利用者の保護と法規制システム</li> <li>3) アジア資本市場の開放のあり方と日本の経験</li> <li>4) 資金調達者による債券・資本市場へのアクセス</li> </ol> <p>(参加者)</p> <p>日本側関係者としては、早稲田大学をはじめとする日本側代表団のメンバーに加えて、在中国日本大使館より複数の公使、参事官ほかの参加もあり、また東京証券取引所の北京事務所首席代表、国際協力銀行北京事務所首席代表、日銀北京事務所代表、東京大学北京事務所長等の関係者の参加を頂いて、非常に厚</p>		

みのある会議となった。

日本側と中国側の専門家が、上記の4つのテーマに沿って交互にスピーチを行ったことで、それぞれの考え方や興味のポイントについて参加者の間に共通の理解がもたらされた。そしてそれらを参加者の共通基盤として、会議の後半では、日中双方によって、非常に熱心な自由討議が長時間行われた。「非常に実質的で有意義な発表と討議とが、中日両国の専門家・研究者・政府関係者の間でなされたことは、この種の会議ではこれまであまり例がなかった。今回の会議は過去の慣例を打ち破る、非常に有意義な会議だった」との中国側の総括に出席者全員が賛同した。

(討議結果総括)

討議結果の総括としては、中国とアジアの中長期的な金融資本市場の発展のために、両国の共通の市場基盤の一部となるべき金融資本市場の市場インフラ構築の重要性が参加者全員の間で強く認識された。

中でも、(1) 預金保険制度をはじめとするセイフティネットの制度構築や、(2) 個人投資家保護と金融分野のシステムリスクを回避するための金融オンブズマン制度の必要性、また(3) アジア独自のプロの市場利用者のためのクロスボーダー資本市場の構築の必要性など、日中両国とアジアの金融資本市場にとっての重要な知見を、日中の専門家の中で共有した会議であったといえよう。

(成果の党中央への報告)

なお、この会議の成果は、会議終了後早々に、中国社会科学院によって中国共産党中央委員会に報告された。2008年12月中旬に中国社会科学院から頂いた報告によれば、その結果として、同年12月13日に福岡県太宰府市の九州国立博物館で開催された日中韓三国首脳会談では、中国側がアジア債券市場を構築することに対して積極的な意見を発表した。また、中国国内金融市場構築に対して、日本側の専門家の意見(3点：預金保険制度、金融オンブズマン、アジア共通資本市場)をはじめとする会議の内容が、党中央にとっても重視されたとのことである。

(中国社会科学院よりの謝意の表明)

中国社会科学院からは、「日本から来ていただいた先生方のおかげさまで、「中央金融工作会議」と「三国首脳会談」の前にこの会議の報告書を最高機関の机の上に置くことができました。」と、改めて感謝の意が表明された。

詳細報告及び議事録[日本語・一部中国語]は以下参照。

<http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org/activity/20081116report.pdf>

日時・場所・参加人数	国際会議名称	主催者等
2009年1月17日（土） 13：30～18：50 早稲田大学早稲田キャンパス9号館501会議室 参加人数（うち外国人参加者数）：80名（40名）	日・韓金融資本市場法制フォーラム （日韓同時通訳付）	早稲田大学 GCOE - 韓国金融監督院（FSS）東京事務所
<p>日本では、金融商品取引法が2007年秋（JSOX 部分は2008年）に施行され、上記フォーラム開催時点ですでに1年以上の運用実績があった。これに対し日本の金融商品取引法に相当するといわれる韓国の資本市場統合法は、2009年2月の施行であった。</p> <p>そこで、韓国金融当局（FSS）東京事務所との共催で、韓国資本市場統合法施行前に、日・韓の規制関係者及び金融資本市場研究者・市場実務関係者を招き、両国の金融資本市場法制に関しての意見交換と相互交流を行った。</p> <p>当時、米国発の金融危機が世界中に拡散しアジア各国にも影響を与えていたが、各国が市場インフラとしてどのような金融資本市場関連法規制システムを持つことができるかがその国の市場の質と機能を決定づけるとも考えられる。日韓両国も、金融システムの健全性・安全性・安定性を確保し、個人等金融消費者を適切に保護し、さらに金融資本市場の価格形成機能の十全な発揮を担保可能な、金融資本市場の統合法規制システムを、標準的な市場インフラとして整備することが望まれている。</p> <p>市場のグローバル化に、日韓両国の市場インフラが互いに適切に対応することは重要な課題であり、このような背景のもとで、既に2007年秋から施行・実施されている日本の金融商品取引法の貴重な経験と教訓を、日韓の関係者で共有し、韓国の法規制運用に活かすこと、また両国の金融資本市場と市場インフラのあり方における問題点及び課題を相互に把握して、できれば継続的に情報交換・意見交換を行うことは、互に必要かつ有意義であると考えたもの。このような両者の見解が一致して、今回のフォーラム開催の運びとなったものである。</p> <p>今回の会議の成果としては、（1）韓国の法制と日本の法制は非常に共通点が多く、その政策目的は同様であるといえるものの、例えばカバーする金融商品の範囲は韓国の方がより広いこと、また（2）同様の法制ではありながら、立法の背景にはそれぞれ異なる意図や自国の社会的・文化的な要素が存在することなどが、参加者の間で共有された。</p> <p>今回のフォーラムには、総数80名の方々が参加されたが、東京で行われたにもかかわらず、国際的なフォーラムにふさわしく、出席者の約半数が韓国の関</p>		

係者の方々であった。  
 今回の企画のように、学术界と、実務界と、規制機関等を含めた市場関係者の、重層的・横断的な研究交流は、今後中長期的にハーモナイズに向かうと考えられるアジア金融資本市場の育成・発展にも大いに貢献すると期待される。

詳細報告及び議事録[日本語]は以下参照。  
<http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org/activity/090117KoreaFSS.pdf>

日時・場所・参加人数	国際会議名称	主催者等
2009年7月10日(金) 13:00~19:10 韓国ソウル市韓国銀行 会館2F国際会議室 参加人数(うち外国人 参加者数):200名(180 名)	日・中・韓3ヶ国の資本 市場法規制フォーラム ーアジア域内資本市場 法規制・監督と自主規制 の方向性に関する日・ 中・韓フォーラム(日中 韓同時通訳付)	主催:早稲田大学GCOE・ 韓国金融研究院(KIF) 共催:東京証券取引所 (TSE)・アジア資本市場 協議会(CMAA) 後援:延世大学

本フォーラムは、韓国金融監督委員会・金融監督院(FSC/FSS)、中国証券監督管理委員会(CSRC)、日本金融庁と、早稲田大学グローバルCOE研究所による、アジア共通の資本市場の信頼と Integrity 確保のための、真の意味で金融資本市場規制及び自主規制ルールについて基本認識とそれらの在り方の方向性を議論する、初めてのアジア域内の三か国シンポジウムとなった。

[共有事項]

参加者の間で共有できた項目としては、(1)世界の資本市場規制に対する確固たる評価軸を持つ、(2)アメリカ的あり方と欧州のあり方に対する比較法的な視点を持つ、(3)日本の金商法の目的規定(「資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資する」)の意義を共有する、(4)こうした観点から各国とも関連の各制度の趣旨の洗い直しをして独自の視点を明確にする、(5)そうした観点に立って、当面は緩やかなアジア共通の資本市場への意識を相互に着実に醸成していく、ということが挙げられる。

参加された日中間3カ国の規制機関の方々よりも、非常に有益であったこと、視野が広がったこと、またこのような有益な企画が継続されることを望むとの意見表明があった。今後の三か国のこの分野での協力関係の構築に向けた大きな一歩となり、大きな意義を持つ会合となった。

[議長総括]

このたびの規制監督者を中心とするフォーラムにおいて、次の点が、参加者の

間で共有できたと考えている。(上村達男議長)

1. このたびの規制監督者を中心とするフォーラムで培った相互の信頼と友情の精神に基づいて、今後とも、三カ国の金融・資本市場規制と監督に関する民間ベースの研究交流を促進していく。
2. 金融・資本市場規制のあり方は、全アジア、ひいては全世界の諸国民の生活と安全に大きな影響を与えるものであることに鑑み、また金融・資本市場のあり方は、各国の国益確保と密接な関係にあることに鑑み、欧米のルールのあり方に対して、三カ国として、あるいはアジアとして、明確な評価軸を有することが必要である。そして、その際には、欧州諸国、アメリカの、この分野の法制、自主規制、社会の規範意識の深層に対する学問的な理解、すなわち本格的な比較法研究を踏まえた理論的、学問的考察おそが重要である。
3. 金融・資本市場規制の目的は、資本市場の機能の確保、具体的には公正な価格形成の確保にあり、国民経済の健全な発展と国民福祉に直結する問題である。我々はそうした目的観に適う諸制度の位置づけを明確にすることで、安易なバブルを生まない強靱な金融・資本市場を構築していくことが必要であると強く認識する。かかる観点から、欧米が推進する規制の改革の行方に対しても常に一定の発言を行うべきである。
4. 我々が共有する問題意識が、金融・資本市場を支える民事法、刑事法、経済法、国際取引法、知的財産法等の様々な法分野にも及び、日中韓の三カ国においてルールに関する共通理解が醸成されるならば、将来的にアジア資本市場構想のような大きな構想にも結びつきうる問題となることも、視野に入れる可能性があることを認識する。

議事録[日本語]は以下参照。

<http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org/activity/20090710report.pdf>

日時・場所・参加人数	国際会議名称	主催者等
2011年1月17日 13:00-18:30 早稲田大学早稲田キャンパス9号館501会議室 参加人数(うち外国人参加者数):約90名(23名)	「韓国債券市場セミナー-Korean Bond Market Seminar(The 2nd ASEAN+3 Bond Market Forum related ABMF-J&K Meeting)」 (日韓同時通訳付)	早稲田大学 GCOE《企業法制と法創造》総合研究所/ 東京証券取引所グループ TOKYO AIM 取引所 共催者: ABMF-J/K, 韓国資本市場研究院(KCMI), アジア資本市場協議会(CMAA)

主な講演者：

開会あいさつ 犬飼重仁 早稲田大学法学学術院教授・ADB コンサルタント

韓国の債券市場について (I)

1 「韓国債券市場の 2011 年の展望」 SeiWoon Hwang, Research Fellow, KCMI  
(韓国資本市場研究院)

2 「韓国の ABS 市場」 PilKyu Kim, Research Fellow, KCMI (韓国資本市場  
研究院)

3 「韓国の債券貸借市場とレポ市場」 Jae-Kwen, Lee, Korea Securities Finance  
Co.

4 「共通のアジアオフショア債券市場と通貨の安定」 Suk Hyun, Research  
Fellow, KCMI (韓国資本市場研究院)

韓国の債券市場について (II)

5 「韓国債券市場と KOFIA (韓国金融投資協会) の役割」 SungHwan Yoon,  
Korea Financial Investment Association

6 「韓国国債市場と韓国取引所 (KRX)」 YunSaeng Kim, Korea Exchange

7 「韓国の証券決済」 JongHyung Lee, KSD (韓国証券預託院)

日本の債券市場 -- Recent Development and Comments

1 「TOKYO PRO-BOND 市場」 伊藤豊 TOKYO AIM 取引所 COO Senior  
Officer, Corporate Strategy Department & Listing Department, 東京証券取  
引所

2 「日本の社債市場の活性化とイスラミックボンド」 椎名隆一 日本証券業協  
会国際部部長

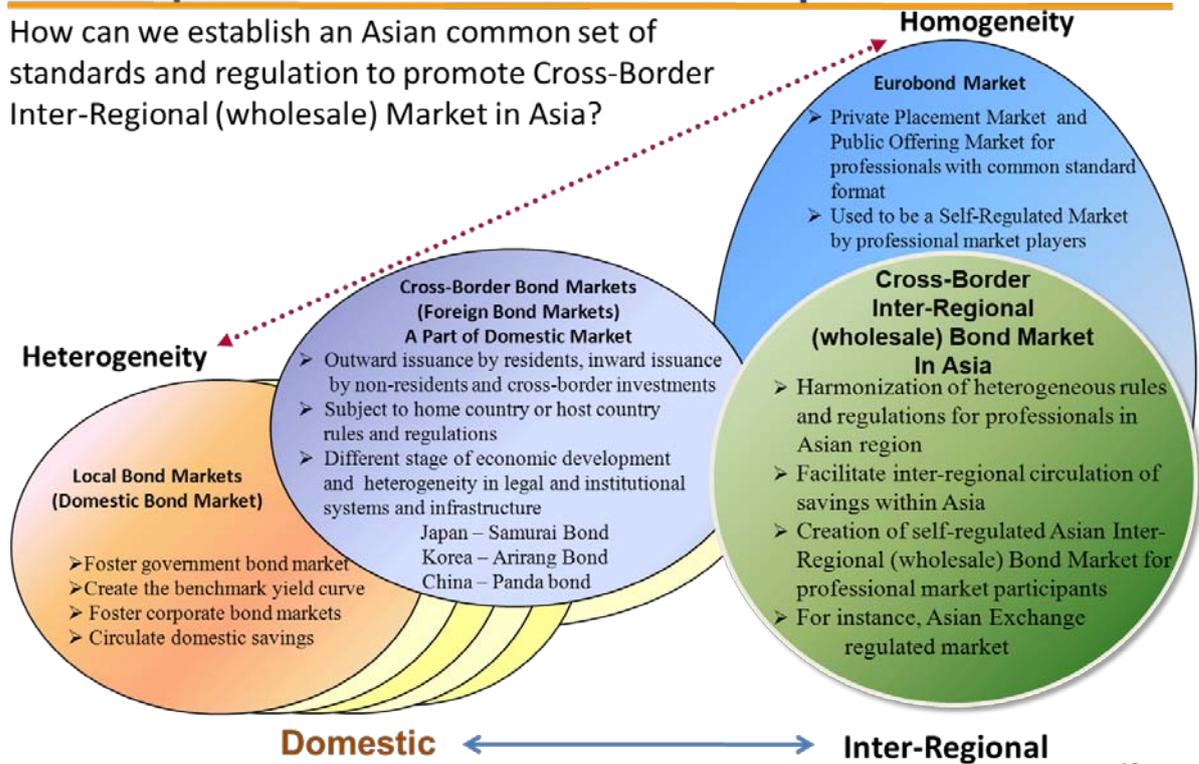
3 「アジア域内プロ向け国際債市場創設提言」 犬飼重仁 早稲田大学

国際シンポジウムの開催にあたっては、韓国よりの参加者は全員、開催趣旨に賛同して、航空運賃・宿泊等すべて韓国側の所属団体の負担により参加。日本側も含め、全員無償参加（謝金なし）。

## 7. Vision / Design for the Asian Bond Market

### Sequence of Bond Markets Development in Asia

How can we establish an Asian common set of standards and regulation to promote Cross-Border Inter-Regional (wholesale) Market in Asia?



Source: Inukai & Hyun (2010)

10